

分類	区分			内容
	全体	転出	転入	
サービスをご利用できないかた	○			<ul style="list-style-type: none"> ・代理人による手続き ・転出届の異動者が、申請者と同世帯に存在しない（例えば、別世帯の住民、喪失者等） ・転出届の異動者のなかに、有効なマイナンバーカード【または住基カード】保持者が存在しない →窓口または郵送でお手続きください。
届出可能期間外のかた	○			窓口または郵送でお手続きください。
署名用電子証明書について		○		マイナポータル等で入力した[引越す日]をもって署名用電子証明書は失効します。必要な方は、転入先自治体で転入手続き時に申請してください。
コンビニ等での証明書について①		○		マイナポータル等にて自治体から転出処理完了の旨の通知を受け取った時点で、コンビニ等のマルチコピー機で証明書の取得ができなくなります。証明書が必要な場合は、窓口で手続きをしてください。
コンビニ等での証明書について②		○		上記に加え、転出ししない届出人と同一世帯の方も、届出人が転入先自治体へ転入届を提出もしくはマイナポータル等で入力した[引越す日]が到来するまでコンビニ等での証明書取得ができなくなります。
転出手続き完了までの日数		○		営業日前日までに届け出いただいた転出届は、翌営業時間中に処理予定ですが、申請数等により、お時間がかかる場合があります。予めご了承ください。
転入届の提出期限について			○	異動日（＝実際に新住所に住み始めた日）から14日以内に、転入先自治体へ転入届を提出してください。マイナポータル等で入力した[引越す日]から30日経過すると、マイナンバーカードが失効する場合があります。
転入先自治体での手続きについて①			○	転入先自治体へは、必ずマイナンバーカードを持参してください（設定済みの4桁の暗証番号が必要です）。
転入先自治体での手続きについて②			○	転入手続きを休日開庁日や夜間延長窓口等で行う場合は、マイナンバーカードを利用した転入手続きが可能であるか、事前にお問い合わせください。
代理人による転入手続きについて			○	マイナンバーカードの手続きで委任状等が必要な場合があります。詳しくは転入先自治体へにご確認ください。
目黒区への来庁タイミング			○	マイナポータルで申請後、目黒区から転入準備が完了した旨をマイナポータルを通じて、通知します。通知が到着後、来庁してください。来庁予定日の当日や前営業日に申請をした場合及び来庁予定日より早く来庁された場合等、目黒区からマイナポータルを通じた通知到着前にご来庁された場合は、窓口での転入処理に時間がかかります。また、場合によっては、受付をお断りする場合がありますため、予めご了承ください。